

令和4年度 滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する  
条例検討専門部会（第3回会議） 議事概要

- 1 開催日時 令和5年(2023年)3月20日(月曜日)  
15時00分から17時00分まで
- 2 開催場所 滋賀県庁本館2階 滋賀県議会第5委員会室
- 3 出席委員  
大橋圭子委員、大橋博委員、岡田委員、崎山委員、田村委員、中西委員、水江委員  
(五十音順、敬称略)

4 内 容

- (1)開会
- (2)議題 滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討について
- (3)その他
- (4)閉会

5 議事概要

- (1)開会
  - 健康医療福祉部部長あいさつ
  - 第2回会議に関するお詫び

(事務局)

第2回会議について、事務局から2点お詫びがございます。

1点目、専門部会の議事録について、会議後、県のホームページに発言された委員のお名前を伏せて公開しておりますが、9月の第2回専門部会の議事録について発言された委員名がわかる形で、約1か月の間、公開した状態になっておりました。誤りに気付いた後、速やかに訂正をさせていただいておまして、現在は正しいものとなっております。委員の皆様にはご迷惑をおかけすることになり、申し訳ございませんでした。今後はチェックを重ねて行い、再発防止に努めてまいります。

2点目です。第2回会議における事務局の発言について、専門部会や本条例の位置付け、本条例が一体型条例かという点について事務局の説明によりお気持ちを害された方がいらっしゃいました。大変申し訳なく思っております。今後は、誤解を与えないよう、言葉遣いに気を付けて発言します。この場をお借りして、お詫び申し上げます。

(2)議題 滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討について  
(委員長)

資料の説明については、資料2の逐条解説の中で書かれておりますので、必要に応じて資料に関する質問を事務局に行うこととして、事務局による資料の説明は省いて、委員の皆様の間での議論に多くの時間をあてたいと思っております。

それでは早速ですが、委員の皆様には発言を求めたいと思います。ご意見のある方は挙手をお願いします。

(委員)

条例名ですが、「手話をはじめとする」とされていて、本当にいい言葉だなと思いましたが、本来でしたら、私の立場からいいますと、「点字はどうなっているの？拡大文字はどうなっているの？ちょっと忘れているのと違うの？」という感じも受けました。

でも、「どこをはじめというかということはいいいんやなあ。全部のコミュニケーション手段、情報の手段、そういうものをどこかが代表にならなければいけないので、その点については一番いい選び方かなあ。」と感じました。

それから今朝ニュースを見ていましたら、選挙のやり方について、全国の選管の15%くらいがマニュアルを作っていて、それ以外はマニュアルがない。我々の最大の権利であるのに、投票したいのにできない。視覚障害者からいうと、選管から届いた封筒、入場券とかが、「何が届いているんやろなあ。」とわからないというのが現実です。

滋賀県でも、点字を貼り付けてもらって、これは選管からの今度の選挙の入場券ですよ、という表記もしていただくことになりました。やはり、そういうことからしても、どんどん情報が伝えられるようになってきているのも現実ですけれども、15%しかマニュアルがない。全障害者に対するマニュアルがないということに、「まだその程度なのか。」と何か寂しいような気持ちになりました。

我々が情報を得る。コミュニケーションを行う。障害者全てにかかってくる問題ですので、一日も早く条例を成立させてほしいなという気持ちになりました。

県や市町は色々な施策を作ってもらいますし、市町には実行してってもらいますので、そのためにも一日も早く条例を成立させていただいて、障害者が情報を得る。コミュニケーションが図れる。そんなことがどんどん進んでいくことが望ましい。もう待ち望んでいますので、是非ともこの条例を早く成立させてほしいと思いました。

(委員長)

この条例に関して検討をし始めて、もう4年目になります。委員から切望していただきました。本当に早く進めてほしいという思いが伝わってきたなと思います。

次、委員、お願いします。

(委員)

今、委員から条例の名称について発言がありましたので、私の思いを述べたいです。

コミュニケーションは双方向であり、受け手の支援する人や地域で暮らす一般の人の理解、わかろうとする気持ちがないと成立しません。話し言葉だけが「言語」だけでなく、障害特性にあわせた他の伝達方法もあるということはこの条例で伝えていき、地域の中で当たり前のように生活していきたいと思えます。

手話も、私たちの PECS も「言語」です。しかし、「言語」だけが彼らの言葉ではありません。この条例を目にするのは、一般の県民の方です。この名称はその内容を最も簡潔に的確に表さなければならないと思います。残念なことに、一般の人は「言語」というと、日本語や英語などの言葉の意味でしかありません。

「言語」という言葉が名称に入ってきました。手話や PECS や指文字などの重要性が前面に出てこなくなったような気がします。

さらに誤解を受けやすくなってしまったような気がします。元の名称の方が、私たちにとってはわかりやすかったと思います。

(委員長)

ありがとうございます。今、この名称についてのご意見をいただきましたが、他の委員はいかがですか。

(委員)

今日の資料を改めてしっかり読ませていただきましたが、スピード感がないなあという点がとても残念です。

先ほど、委員、委員がご意見を言われましたが、条例名について、長すぎてわかりにくいと思っていますし、県民から見れば、手話と意思疎通がちょっと混じっているような感じもいたします。なおわかりにくい名称になっているかと思えます。意思疎通の手段の中に「言語」が含まれます。ですが、「手話言語」は意思疎通の手段ではありません。そういうことをまず理解してほしいと思います。

『手話の捉え方』という参考資料をお付けしました。皆さんにお配りしているかと思えます。「音声言語と手話言語は対等である」ということを頭にしっかりと入れていただきたくて、手話言語条例制定を求めて、今までやってまいりました。けれども今回は一体型となっているので、手話言語か意思疎通かという点について、内容がわかりにくい。条文にもそういうところが出ていますので、他の障害者の方にはわかりにくい部分が出てきているのではないかなと心配があります。

意思疎通の面は共通の課題だと思えます。必要もわかっています。どんな障害があっても、聴こえる人も同じように、意思疎通という面から支えあう関係の共生社会を作っていくには、協働が必要だと思っています。

それとは別にして、資料2 逐条解説資料について、いくつか確認したいところがあります。

2 ページをお開きください。解説の中で「障害者の意思疎通や情報の取得、利用に関する歴史」というところがありますけれども、「ろう者とは」というくだりがあります。

「聴こえない、または聴こえにくい者をいいます。」というふうに説明がされています。これは誤解につながる恐れがあります。「ろう者」というのは一つの社会モデルであって、聴こえない人はろう者と中途失聴者、難聴者と3つに分類されます。それぞれにアイデンティティを持って生きています。「聴こえない、または聴こえにくい」というのもっと幅広くなるんですね。身体障害者手帳を持っていない聴こえにくい人も入ってきます。手話言語を獲得しているかではないんですね。ろう者は手話言語が必要です。聴こえにくい人はもっと別の意思疎通の伝達手段を持っているので、それを一緒にすると誤解を招きます。

それともう一点。ページは21 ページになります。手話言語条例を作るか作らないかの記述がありますけれども、情報コミュニケーション条例が先に制定された後に3年間を目途として検討するような文章になっています。誰がどのように検討を進めていくのかはまるで書かれていません。障害者施策推進協議会に持っていくための検討会を設けなければならないのに、検討会について何も書かれていません。県がどのように検討を進めるのか。情報コミュニケーション条例だけでは足りないのではないか。色々なことを精査していくなかで手話言語条例も必要な場合はどのように進めるのか。どこにも具体的な文言が書かれていませんので、これではろうあ協会が署名運動をしてきた私たちの訴えが失われます。はっきりそのことは明記していただきたい。誰がどのように検討を進めていくのかという点と、施行後3年目ではなく、3年とはいわ

ずに、「2年から3年」というように少し余裕をもって、2025 国スポ・障スポがもう間もなく滋賀県で開かれます。それにあわせて、スピード感を持って、手話言語条例を制定していただきたいと思っております。

それを考えると、タイトルですね。「手話をはじめとする障害の特性に応じた言語等による意思疎通等の促進に関する条例」とされていますが、「手話言語条例」の内容も含まれているのかと誤解されてしまいます。その辺の危惧を感じますので、「手話をはじめとする」という部分は省いていただきたいと思っております。情報コミュニケーションという内容に絞った条例を制定したらいかがかと私は思っております。

もちろん、視覚障害の方、他の障害のある方々も、対等に意思疎通、情報を保障できる整理をきちんとして作っていくという条例を制定していけばいかがかと思っております。

(委員長)

今、委員から条例名の「手話をはじめとする」を削除してはどうかという意見が出ました。この点については、事務局から「手話をはじめとする」を残した理由を説明していただけますでしょうか。

(事務局)

「手話をはじめとする」を残した理由ですけれども、それにつきましては昨年3月に障害者施策推進協議会で手話言語条例と情報コミュニケーション条例と一体型の条例を作るという合意をいただきました。

他の都道府県の事例を見ていますと、一体型条例を作ったところはすべて条例名に「手話」という言葉が入っています。そのことから一体型条例を名実ともに示す意味でも「手話をはじめとする」という名称を残させていただいています。

(委員長)

ただ今、事務局から説明がありました。「本条例が手話言語条例と情報コミュニケーション条例の一体型条例であることを示すために」ということでしたので、昨年3月の施策推進協議会の合意事項を守っていくという意味で原案のままとなっています。皆さん、いかがでしょうか。

(委員)

先週、点字の膨大な資料が届きました。とても膨大で、事前説明と今回の資料とは少し違うかなと思いますが、すごく慌ただしく読みました。読むうちにややこしくなっていました。

条例名ですが、前回と変わっていない。「手話をはじめとする」が残っています。1回目と2回目とで同じだと思えます。そこを省いてくださいとお伝えしたと思えますが、情報コミュニケーション条例を守るためにと思っています。盲ろう者には通訳・介助者がついており、それは条例に載っていますが、まだ条例の中身的に盲ろう者のことについて文言が足りないように思います。

盲ろう者は視覚障害者と重なると誤解されているのではないのでしょうか。視覚障害者と盲ろう者を混同されているのではないかと思います。視覚障害のある方は視覚障害のみの障害であり、盲ろう者に似ているようで内容が変わってくると思っております。中途

失聴の盲もいます。盲ベースのろうもいます。難聴で盲の方もいます。種類が本当に様々です。生まれたときから見えない聴こえない方もいます。突然事故で見えなくなった方もいます。盲ろう者には様々な方がいます。その人にあわせたコミュニケーションがあるので、とても幅広くなります。触手話、難聴の方の場合は音声通訳、人工内耳をされている方は接近で音声通訳、パソコンの音読を使われる方もいます。拡大文字を使われる方、墨字を使われる方、様々です。指点字の方もいらっしゃいます。コミュニケーション方法は多様なんですね。指点字の場合、まず、一般に六点点字ですね。「あいうえお」を50音で覚えるわけです。それから文章を作る方法は点字で覚えるわけです。点字を使って覚えます。その経験をした上で、六点点字のタイプライターを覚えるわけです。それを全部習得したうえで、指点字を行わなければなりません。とても時間が必要になってくるわけです。指点字の場合、日本語の平仮名を使います。手話の場合は、手話言語なんですね。なので、日本語とは全く違います。文章を打つ場合、点字では助詞が付きます。ですから、手話と指点字は全く別の言語であると盲ろう者として思っています。

(委員長)

今まで色々議論を重ねてまいりました。この条例の名前は、今、色々ご意見をいただきましたけれども、去年3月の施策推進協議会の合意で一体型条例を作るという決定をしておりますので、この条例名も「手話をはじめとする」を残す方がいいだろうという方は拳手というとおかしいですが、いかがでしょうか。皆さん、この名前で、このままでいってもよろしいでしょうか。

(委員)

ちょっと教えていただきたいのですが、合意という話が出ましたが、その合意に「滋賀県手話をはじめとする」という条例名が入っていると理解してよろしいでしょうか。

(事務局)

合意事項としては、手話言語条例と情報コミュニケーション条例の一体型条例を作っていくということで合意していただきました。条例の名称までは合意をいただいておりますが、他府県の事例を参考にさせていただきますと、全て名称に「手話」という言葉が入っておりますので、滋賀県としても、一体型条例であるということを名実ともに示す意味でも「手話」という言葉を条例名に使わせていただきたいというふうに考えています。

(委員)

それでは、この専門部会委員の合意で「滋賀県手話をはじめとする」という言葉を消してしまっていていいわけですか。合意をこれから続けなければいけないのか。このメンバーでなくしてしまっていていいのか悪いのかということです。

(委員長)

この委員の中で決定したら、そのまま条例名として成立するのかということですね。事務局お願いします。

(事務局)

専門部会からは、こういう形の条例がいいだろうということを施策推進協議会に報告していただくことになると思っていますので、施策推進協議会でさらにご意見をいただくということはあろうかと思えます。

(委員長)

あくまでも専門部会でございますので、ここで合意していただいた後でも、また施策推進協議会の方でまた揉んでいただくということになっていきます。

(事務局)

はい。基本的には、条例の中身については施策推進協議会から専門部会に付託をされていると理解していますので、尊重はしていただけていると思っておりますが、最終的には施策推進協議会でご判断されると思っています。

(委員長)

この条例名でいいという方、挙手をお願いしたいと思います。

(委員)

全国のものにこだわる必要はないと思います。滋賀県独自のもので決めていただきたいと思っています。

(委員長)

委員の今のご意見は、全国に合わせる必要はないのではないかというご意見でした。他の委員はいかがでしょうか。

(委員)

何度かこの条例の案を読ませていただきました。施策推進協議会で手話言語条例と情報コミュニケーション条例の一体型という形が決まって、ここまでこういう形になってきたわけですがけれども、読めば読むほど、「手話をはじめとする」とか、手話言語条例の性格が段々薄められてきていて、基本的な「障害の特性に応じた言語による意思疎通の促進に関する条例」に近い、あるいは情報コミュニケーション条例に近い内容に、色んなものを削ぎ落とされてきているような気がして、「手話をはじめとする」というほど、前面に出して条例の名前にするような条例でないような気がしています。

ですので、何人かの委員が言われていますように、「手話をはじめとする」ということよりも、情報コミュニケーション条例のように、全ての障害のある人の意思疎通の推進をしていくんだという条例であるならば、そのままそれをストレートに名前にすればよくて、そこに「手話」が前にあるとか、何かが前にあるという条例ではないと思いますが、いかがでしょうか。

(委員長)

他の委員でご意見ございますか。

(委員)

私だけではなくて、皆さん同じように考えてらっしゃるようです。手話言語条例の内

容が薄れている。委員がおっしゃったように、一体型だというけれど、その辺が薄まってきたのではないかという印象を持ちますし、他の方も持たれている。言語権の保障は、全くこの条例では謳われていないんじゃないか。ろう者にとっての言語の選択権もない。手話言語条例が言語権の保障を盛り込むべきという考え方をもちろん持っています。

障害者施策推進協議会で一体型がいいという結論になったのですが、結局は話し合っただけで、この委員で検討した結果、それは難しいということがわかっていただいたんだなと思いました。ですので、とりあえず情報コミュニケーション条例という条例名で進めていただき、次に3年以内に手話言語条例を制定するということをはっきり明記していただきたいということを要望します。

ただ、資料1の3ページに載っています15条で、「県は、第4条第1項の施策を計画的に推進するため、毎年度、施策の実施状況を滋賀県施策推進協議会に報告し、その意見を求める。」となっていますが、「県」といっても誰がチェックするのか。専門部会委員の意見を言う場もありません。当事者団体の意見を聴く場も必要になってくるかと思えます。形だけでは困ります。

当事者の意見を聞く場を設けるということもしっかり盛り込んでいただくことと、付則として「知事は、…手話に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と書いてありますが、昨年5月に国が定めた障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法では附帯決議がされて、手話言語法を制定するということが明記されています。国は、情報コミュニケーション法が制定後は、手話言語法を制定するという見込みで動いています。滋賀県も国の動きを無視せずに、きちっと歩調を合わせて、情報コミュニケーション条例を作った上で、その後に手話言語条例を制定すると私は考えています。

盲ろう者の委員も言ったように、私たちの言語権はこの条例に全く盛り込まれていません。手話が広まるとか、手話の理解を広めるとか、そういったことはもちろん大切ですけれども、コミュニケーション条例にそれは含めていいと思います。みんなで議論してもらって、名称を決めていけばいいかなと思います。

#### (委員長)

今日は条例名を決めるだけで終わるわけではないと思っています。皆様のご意見として、条例名はこのままではいけないとお考えなのでしょうか。

やはり「手話をはじめとする」という部分を削除してほしい、もう少し条例名を考えていただきたいというご意見でよろしいでしょうか。条例名については、全国の例を持つてくるのではなく。

#### (事務局)

先ほど、委員、委員の方から、「手話言語条例の内容が薄まっているのではないか。」というご意見をいただきましたが、基本理念を定める第3条第2項に手話言語条例の基本理念を示しております。

そして、他の都道府県では手話言語条例が策定されていますが、他の都道府県で策定されている手話言語条例の内容も等しくこの条例の中にも盛り込んでおります。具体的にどの点を取って「薄まっている。」とご発言されているのか、もう少し具体的なところを教えていただきたいと思えます。

(委員長)

委員、いかがでしょうか。

(委員)

特徴を出そうとすれば、それぞれの障害において、それぞれどういうことが必要なのかというふうな書き方をした方が本来的なんだと思います。

あるいは手話言語の話をするのであれば、基本理念だけで終わらせるのはどうかと思います。全ての条項で、あるいは学校等の教育も含めて、手話言語としてはどういうふうなことを大事にした形で進めていくのか、詳細にわたって書かないといけないと思います。基本理念だけで書いたじゃないか、というわけにはいかないと思います。

だから、「手話をはじめとする」と書こうとすると、というか「手話をはじめとする」ということの意味は、先ほど委員が言われたように、全ての障害がある人たちの意思疎通と情報コミュニケーションを大事にするということの意味で、前も後ろも、障害の種類も関係なくというようなことの発言が先ほどあったように、それを全部網羅するわけにはいかないからこういう文章になっているわけで、ちゃんとしようと思うと、全ての障害の特筆すべきところの留意点をそれぞれの条項の中であげておく必要があると思いますけれども、一般的に、全ての障害がある人たちに、当たり障りなくいえるような条項の文章になっているので。基本理念の後の文は。

ですので、手話言語を前面に出すのであれば、もう少し条項で手話言語の話を盛り込むべきだろうし、だけれども「手話をはじめとする」とすると、それは手話だけでいいのかということになりますので、他の障害のところも、先ほど PECS の話もありましたし、重複の話も出ていましたし、全てといわれますと細かく出さないといけませんし、そこを丸めて結局こういう文章になっているとすれば、「手話をはじめとする」とか、手話言語条例を前面に出した形でもないように思いますので、このままだったらこのタイトルにならないのではないかと考えています。ただ、それぞれの委員がいわれた趣旨はちゃんと入っていると思います。

(委員長)

障害福祉課長、どうぞ。

(事務局)

ご意見をいただいて、ありがとうございます。

先ほど話したとおりなのですが、手話の言語性は、他の都道府県の例も参考にしながら、今回の条例にも内容を入れておりますが、手話の言語権については、内容が薄いんじゃないかというお話を委員からいただいたのかなと理解をしております。

私たちとしては、今回、手話の言語性についてしっかり盛り込んできたという認識ですけれども、今回、委員からは手話の言語権についてのご意見をいただいているので、事務局としてもそこは受け止めたいと思います。

(委員長)

そうしましたら、委員の間では、条例名についてはもう少し精査した方がよいという

お考えですか。条例名については、このままでいいと思われる方はいらっしゃいませんか。条例名を変更した方がいいと思われませんか。

委員、よろしいでしょうか。

(委員)

先ほど、「言語等」が誤解を受けやすいというお話をしましたが、「手話をはじめとする」という部分をどうしても省かないといけないとは私は思っています。

「手話をはじめとする」というところを「手話言語をはじめとする」とした方がいいのか、そこは勉強不足でわかりませんが、「言語等」という言葉が入るのが気になるので、「手話をはじめとする障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する条例」となったら、それでいいのではないかと思います。

(委員長)

委員のお話として、今掲げていただいている条例名のうち、「言語等による」は省いて他はそのままでいいというご意見でしたが、いかがでしょうか。

(委員)

少し疲れましたので、休憩を入れていただけませんか。

(委員長)

はい。ただ、休憩に入る前に決めていただきたいのが、委員が言っていただきました「言語等による」を省いて、「手話をはじめとする障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する条例」という名称にしては、という点についてはいかがでしょうか。

(事務局)

その点に関してなのですが、条例を所管している総務課と協議をしている中で、今、言っている手話とか PECS というもの自体は「意思疎通」そのものではないだろうと。つまり、「意思疎通」とは、「好き」という気持ちを伝えあうことであったりとか、あくまで、手話も音声言語も、PECS も含めて、気持ちを伝えあうための「言語等」であって、「意思疎通」そのものではないので、ここに「言語等による」をつけないと日本語的に成立していないのではないかという指摘を受けて、今、こういう表題になっているということをご理解いただけたらと思います。

(委員)

事務局の発言は、私たちを押し付けているような雰囲気があるので、そうではなくて、私たち委員の意見を尊重するべきだと思いますので、専門部会の役割はどういう意味なのかと感じてしまいます。専門部会で当事者の意見をきちっと出しあって、それを踏まえた上で事務局が整理するのが流れだと思います。

(委員長)

専門部会の委員の意見として、条例名がこのままでいいという方はいらっしゃいませんね。それは皆さん共通しています。では、またこの条例名に関しまして、ここからどうするかは案としては出てしまっているわけですね。そうでしたら、委員が言われまし

たように、専門部会の意見を踏まえて、事務局で検討をお願いしたいと思います。  
次長、よろしくをお願いします。

(事務局)

ただ今、条例名について大変熱心にご議論いただきまして、ありがとうございます。  
条例の名称につきましては、最終的には県の執行部として案を定めて、議会に提案して、  
議会でお決めいただくというプロセスになります。

その中で、今回は専門部会で意見交換をしていただいたということで、専門部会は施  
策推進協議会からの付託を受けて議論いただいているということですので、本日の様々  
なご議論を踏まえて、協議会にどのように報告するかは次回の専門部会でご検討いた  
だくというプロセスになります。県としましては、この場で様々なご意見があったとい  
うことは受け止めさせていただきます。

一方で、県民の皆様にはわかっていただいて、条例が浸透していくという点と、条例とい  
うのは、一定技術的なことがございます。車が道路を走る時にルールがあるように、条例  
を制定するときには一定のルールがございまして、先ほどから「条例を所管する総務課」  
という言葉が出ておりますが、ルールがありますので、ルールが合致した形で仕上げ  
ていくということは執行部として取り組む領域ですので、その点、ご理解いただきた  
いと思います。ありがとうございました。

(委員長)

皆さん、委員として様々なご意見を言っていただき、あとは事務局の方に検討して  
いただくということでよろしいでしょうか。

では、条例名につきまして、話し合いをさせていただきました。16時が過ぎましたの  
で、10分ほどの休憩とさせていただきます。

○ 休憩

(委員長)

再開させていただきます。先ほど、委員が言っていただきました、資料2の2ページの  
「聴こえない、または聴こえにくい者をいいます。」という部分に関して、これは誤解さ  
れやすいというご意見、それから3年後の見直しのときにはだれがどのように話し合  
うのかというご質問がございましたので、それについて、まずは事務局から説明をお願  
いします。

(事務局)

資料2の2ページ、点字の資料で12ページになります。

「ろう者」の定義についてご説明させていただきます。この解説で書かせていただ  
いている「ろう者」の定義ですが、全日本ろうあ連盟の方で出版されています『手話言語  
白書』という書籍の28ページにほぼこのままの記載がございます。ここから引用させ  
ていただいております。ただ、これについて委員から「わかりにくい」という意見  
がありましたので、修正については、またご相談させていただきながら考えさせていた  
だけたらと思います。

(委員長)

それはろうあ協会と話し合うということでしょうか。

(事務局)

他の方からご意見がなければ、ろうあ協会からご理解がいただける形に修正させていただけたらと思っています。

(委員長)

それではもう一つについてお願いします。

(事務局)

もう一つ、3年後の見直しについてですが、資料2の20ページ、点字の資料ですと91ページです。

一番下の四角囲みの中に、付則が1、2、3と書いてあります。3つ目を見ていただきたいのですが、「前項の検討に当たっては、滋賀県障害者施策推進協議会の意見を聴くものとする。」ということで、3年後の見直しに向けても、施策推進協議会の意見をいただきながら進めていくということを書いております。

それから資料2の22ページの中段あたりですけれども、(3)に「3年後を目途」としているのは、とありまして、「施行後1年目に予算化した事業を実施」、「施行後2年目に実施した事業の成果や課題を整理」、「施行後3年目に整理した検討結果をもとに見直し等について議論」をしていくということで記載をさせていただいておりますので、3年がかかることについてご理解賜れたらと思っております。

(委員長)

ただ今の事務局の説明について、委員、ご理解いただけましたでしょうか。

(委員)

「ろう者」については今後ろうあ協会と話し合っただけで文章を決めていただくということで結構です。

2番目の資料2の20ページ、付則についてです。「知事は」と書いてあります。3年間、何の事業を検討するのか。つまり、条文一つ一つについて、その事業をやっているかどうか、誰が、障害福祉課がチェックするのでしょうか。主語がここには書いてありません。知事が全部チェックするわけではないですよね。ですから、主語をきちんと入れてほしいということが一つ。そして当事者団体の意見を言う場について、どこに書いてあるのでしょうか。この2点を入れてほしいと思います。

(事務局)

「知事は」と書いている部分、県が実施をさせていただく部分については、知事が実施させていただくということで、それぞれの業務については、事務の規定等に基づいて、障害福祉課等に卸されている事務や、健康医療福祉部に卸されている事務等がございますが、それぞれ規定に基づいて、適正な決裁権を持ってやらせていただくということで、やっているのはあくまで知事ということで記載をさせていただいております。

それから、当事者の方のご意見についてですけれども、これについては施策推進協議

会の委員の中にも当事者団体の方が入っていただいておりますので、その中でご意見を賜るということを考えております。

(委員)

障害者施策推進協議会に当事者団体が全て入っているわけではありません。滋賀県ろうあ協会は入っていません。盲ろう者友の会も入っていません。発達障害者団体も入っていません。この現状をどう考えますか。情報コミュニケーション条例の協議会または検討委員会を設けて、当事者の意見を入れてまとめてもらう。整理をする。その上で、県の障害福祉課がチェックをして、照合する。それから障害者施策推進協議会に提出するという方がいいのではないかと思います。段階的に進めれば、私たちは安心できます。障害福祉課だけで進めるのは納得できません。

(委員長)

他の委員は、先ほどの事務局の説明でご理解いただけたんでしょうか。

(委員)

先ほど意見を言おうとして、すっかり忘れていました。

資料の最後の方なんですが、障害者施策推進協議会と載っていますが、私はわからないのです。説明していただけないとわからないので困っています。ですので、内容が理解できるように載せていただきたいと思います。簡単な説明で資料を送付されているのですが、内容が詳しく載っていなかったため、理解に困りました。ろうあ協会、盲ろう者友の会は施策推進協議会に含まれていませんよね。ですからこのことは、私たちは本当に困ったことだと思っています。今後のことも不安です。ですから、きちっと私たちの団体も含まれるように考えていただきたいと思います。

(委員長)

委員の今のご発言について、事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

多くの団体の方からご意見をいただきたいということは我々もそう思っております。ただ、実際この場に参加いただけていない団体の皆様もいます。全部の団体の方に参加いただいて意見をいただくということはなかなか難しいため、施策推進協議会が障害福祉の検討をする一番大きな協議会になっておりますので、ここに入っている団体の皆様が代表して意見を言っていただくということでお願いしております。

障害者施策推進協議会には、聴覚障害者福祉協会が入っていただいております。その方が、ろうあ協会のことも、中途失聴者協会のことも、盲ろう者友の会のことも含めて、ご意見をいただけたらと思っております。

(委員長)

障害福祉課長、お願いします。

(事務局)

毎年度、障害者施策推進協議会の意見を聴くということは、逐条解説の中で何か所か

載せておりました、基本的な考え方は、今、事務局から申しあげたとおりでございますが、ただ発達障害者のご意見だとか、盲ろう者友の会の意見を聴く場がないんじゃないかというご意見もいただきましたので、第4回の専門部会で報告書を作っていただきますので、そこでの盛り込み方も含めて考えていければと思います。

(委員)

どこに書いてありますか。

(事務局)

19ページの第15条に「県は、…毎年度、施策の実施状況を滋賀県障害者施策推進協議会に報告し、その意見を聴くものとする。」と書いてありますし、もう1か所、22ページの「3 第3項について」に、「第2項の見直し等の検討」と書いてありますけれども、第2項の見直しについては3年を目途とした見直しのことですけれども、このことについて、県の担当課のみの判断で行うことではなくて、「毎年度施策の実施状況を報告する場として定められている滋賀県障害者施策推進協議会の意見を聴くこととしています。」としています。

(委員)

何のことかわからないので、もう一度お願いします。

(事務局)

事実関係を申し上げたんですが、19ページの第15条に「県は、…毎年度、施策の実施状況を滋賀県障害者施策推進協議会に報告し、その意見を聴くものとする。」記載しているのと、もう1か所、22ページの「3 第3項について」に、「第2項の見直し等の検討」と書いてありますけれども、第2項の見直しについては3年を目途とした見直しのことですけれども、このことについて、「県の担当課のみの判断で行うことは適切ではありません。」として、「検討に際しては、毎年度施策の実施状況を報告する場として定められている滋賀県障害者施策推進協議会の意見を聴くこととしています。」ということに記載しております。委員、委員から、発達障害者の方や、盲ろう者の方の意見を聴く場がないというご意見をいただきましたので、報告書をまとめていただくときに、記載ぶりを工夫できないかということを考えていただきたいと思っています。

(委員長)

委員、委員以外の委員の皆様は、事務局の説明をご理解いただけただけでしょうか。

(委員)

3年を目途としてスケジュール的に検討していくということについて、逐条解説資料に書いてあることは正しいと思いますが、一方で、事業を実施するときに、これは課題だとわかっていることについては、その事業が終わる総括を待って課題の検討に入るのではなく、課題の検討にすぐ入れるのではないかと。つまり、予算がつかなくて実施できないという課題があらかじめわかっているならば、一年目から検討ができるのではないのでしょうか。それは無理でしょうか。

(委員長)

「課題がわかっているならば」という仮説ですが、事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

今回の条例は、先ほどから申しあげていますように、昨年度末の施策推進協議会で一体型条例を作ってやっていくということを合意いただいております。ですので、現時点において、手話言語条例を別に作るという課題があるという認識は持っておりません。まずはいったん一体型条例を制定してやっていくということが昨年度の合意と思っておりますので、直ちに検討するという事は考えておりません。

(委員長)

委員、お願いします。

(委員)

事務局から、「障害者施策推進協議会の方で一体型で合意いただいた。」「手話言語条例を別で制定する考えは今のところない。」ということでお話がありました。ですけれども、私たちは署名運動をして、長年手話言語条例を別で作ってほしいという要望を出し続けています。それを無視するというのでしょうか。そうではないですよね。ですので、改めて専門部会の中で、3年のうちに是非とも付則で手話言語条例の制定に向けて動き始める。委員もおっしゃったように、課題をきちんとつかみ、「情報コミュニケーション条例では限界があるんだ。手話言語条例が必要である。」ということがわかってくれば、速やかに手話言語条例制定検討委員会などを設けるといった方向性をきちっと盛り込んでいただきたいと思います。

一体型について、何も考えずに合意をしたわけではありません。手話言語条例をきちっと制定してほしいという目標は変わらずに持ち続けています。障害者施策推進協議会では、当事者の意見を言ってもほぼ無視されているような状態だったと聞いています。合意をしたと言っていますけれども、当事者の意見をやはり尊重していただきたいなと思います。委員もおっしゃられましたけれども、3年以内に策定することを明記してほしいと要望します。

(委員長)

事務局、お願いします。

(事務局)

施策推進協議会自体は、先ほども申し上げたとおり、当事者の方も入っていただいて、全会一致で一体型条例ということで合意をいただいたと思っております。

一体型条例を実施して、なお問題があれば別で手話言語条例を考えるかどうかということで、いったん一体型条例を作ってください、それを実施して、どこに問題があるのかということを見極めさせていただいた上で、3年後に手話言語条例を別に作る必要があるかどうかということ議論させていただきたいということで考えております。

(委員長)

今ここで一体型なのか別立て型なのかという議論をするためにここに集まったのでは

ないです。中身のことを今回はお話していきたい。そういう思いで集まった委員たちだと思います。

話を繰り返すのではなく、中身の方で、誰がどこで見直しの検討を行うということについて、他の委員はご理解いただけたのですよね。事務局の回答でご理解いただけたと思って、私の方は進めさせていただいてよろしいでしょうか。

はい。それでは、委員、どうぞ。

(委員)

委員長がおっしゃったように、もう1回繰り返す思いはありません。

ただ、3年間のうちに手話言語条例を検討するという文を入れていただきたいと強く思うだけです。

障害者施策推進協議会には当事者が入っているという話もありましたけれども、協議会には聴覚障害者福祉協会が入っていますが、聴覚障害者福祉協会は事業体です。当事者団体ではありません。ろうあ協会は当事者団体です。立場が違うわけです。その辺りは理解をお願いしたいと思います。

盲ろう者友の会も聴覚障害者福祉協会という法人には入っていません。盲ろう者友の会も意見を言う場がありません。弱い立場にいるわけです。公平性を考えていただく必要があります。他の団体も、意見を言いたくても言えない団体もたくさんあり、今後、問題が出てくるかもしれません。

当事者団体からヒアリングの機会を持っていただくのもいいかと思います。当事者の意見を含める工夫をしていただきたいと思っています。

(委員長)

色んな工夫をして、この条例の進捗状況を検討していただきたい。当事者の思いを聞いていただきたいという一点だと思っています。専門部会の意見として、事務局にお預けしますので、進めていただきたいと思っています。

他に内容についてありますか。

(委員)

資料2の5ページ目、定義のところです。四角い枠の中です。(1)で私たちが使う PECS について、PECS という言葉が入れないので、代わりに「実物または絵図の提示または交換」という記載がされています。

しかし、これでは少しニュアンスが変わる部分がありますので、専門家の意見を伺って、「交換」という部分を「手渡し」にしてはどうかという意見がありました。それに関連して、6ページの(11)に「知的障害者や発達障害者に対して」と書いていますけれども、「対して」ではなくて、「知的障害者や発達障害者が」に変えた方が正確に表していると思います。

さらに、「実物を示したり、絵カードを見せたり交換したりすることで自発的に意思表示を行うことを指します。」というふうに変更してはどうかと思います。

その下にいきます。「絵カードを提示・交換することでコミュニケーションを行う」のあとに「絵カード交換式コミュニケーションシステム PECS (ペクス)」などがあります。」というように変更していただきたいのですが、総務課の意見の確認が必要と事務局からお聞きしておりますので、事務局にどのようになったのかをお聞きしたいです。

(委員長)

事務局、お願いします。

(事務局)

今おっしゃっていただいた点の変更については、条例を所管している総務課の意見もありますので、他の委員から別のご意見がなければ、委員と協議させていただいて、適切な修正をさせていただけたらと思います。

(委員長)

総務課への確認はまだだそうですね。適切に対処いただけるということです。他の委員、内容についていかがですか。

(委員)

今の総務課との確認点は第2条のところだけでいいということですね。

(事務局)

条例の本文については総務課と協議させていただきます。

それに応じて、逐条解説についても見直しをさせていただきたいと考えています。

(委員長)

他の委員は内容について何かございませんか。

(委員)

資料1をご覧ください。定義のところです。第2条(1)に条例名と同じことが書いてあると思いますが、「障害の特性に応じた言語等」ではなくて、「障害の特性に応じた意思疎通」と変更してはいかがかと思います。よろしいでしょうか。

2つ目、定義の第2条(2)です。「共生社会づくり条例…にいう「障害者」をいう。」と書いてあります。それは良いと思います。

(1)について「意思疎通」と「言語」は分けるとわかりやすいと思いますので、その部分は意思疎通による情報コミュニケーション条例という意味で書いていただけたらと思います。

(委員長)

もう1回言っていただいてもよろしいでしょうか。

(委員)

「障害の特性に応じた言語等」と書いてありますが、「言語等」といっても「言語」以外はないので、「障害の特性に応じた意思疎通手段」と変えていただけたらと思います。その後は「手話、指文字、指点字…」というふうに並んでいけばいいと思います。

(事務局)

先ほど申し上げたことにもあったのですが、「障害の特性に応じた言語等」の「言語等」

を「意思疎通」に変えてほしいというご意見だと思えます。

「意思疎通」というのは、例えば、「好き」であったり、「嫌い」であったり、「楽しい」であったり、心を通じあわせるようなことをいうのであって、手話は正しく「言語」といえますし、「等」の部分は、例えば、「利用しやすい情報通信機器」が意思疎通を図っていくときに必要なものと考えておりました、今後促進していくものとして含めていこうと思っています。「等」に「言語」以外のものも含まれておりました、「等」に含まれている「言語」以外のものもここに例示させていただいております。

(委員長)

今、事務局から説明がありましたが、これとは違った意味でのご発言でしょうか。

(委員)

「意思疎通手段等」といった方がわかりやすいのではないのでしょうか。「言語等」というよりはいいと思いますが。

(委員長)

総務課との関係もあると思えますので、委員のご意見としての部分をご理解いただき、事務局に検討をお願いしたいと思います。

(事務局)

検討させていただきます。今、委員からは「言語等」を「手段」としてはどうかというご発言をいただいたということでもよろしいでしょうか。

(委員)

「言語等」を省いて「意思疎通手段等」にしてはどうか、ということを行っています。

(事務局)

「意思疎通手段」に変えてはどうかというご意見をいただいたということですね。わかりました。

(委員長)

「言語等」を省いて「意思疎通手段等」に変えるというご意見ですね。事務局にて検討をお願いします。

それでは、時間も迫ってまいりました。

今回意見をいただいたことは改めて事務局で考えていただくし、この辺りで事務局が提出された条例素案について、了解できなかった部分については検討をお願いしたいと思います。おおむね了解ということで、皆さんの意見、お考えを出していただいたと思ってよろしいでしょうか。これからも事務局にお願いすることになりますが、昨年度の施策推進協議会の結論を踏まえて、手話言語条例…。

(委員)

まとめに入っているところで、ごめんなさい。県の障害福祉課の説明の中で、「総務課との話をして」ということが多いので、この会議に総務課の方が来ていただ

くことは無理なのでしょうか。

最初に言いましたように、本当にこの条例を早く作ってほしいという意味からも、そういう手段を考えていただけたらと思いました。

(委員長)

色々、委員の方々の思いもございますので、今回の会議ではおおむねこの素案をベースに進めていただくということでよろしいでしょうか。

条例名については改めてご意見を、というように。資料4については、このあとに事務局に説明していただきますので。よろしいですか。

はい。それでは、一度、素案として、これで進めていくということでよろしいでしょうか。今回のまとめとしては、今日の話し合いについて、事務局にお願いするところをお願いしたというところで、皆さんの思いも聞いていただいて、このまま素案として提出するというところではよろしいでしょうか。

(委員)

確認したいことがあります。今日出た皆さんの意見を事務局にお渡しして整理していただきます。その上で、専門部会を開いてほしいです。整理した内容を専門部会の皆さんで見て、納得して進めていただきたいと思います。委員が集合しない中で確認するというのでは困りますので、専門部会として何を修正したのか確認した上で進めていただきたいと思います。

(委員長)

スケジュール的なところは今から事務局に説明していただきますので、今日の皆さんのご意見はこのままということでよろしいでしょうか。もちろん、来年度になりますが、障害者施策推進協議会にもあげていって揉んでいただくということでよいと思います。おおむね了承ということで、今年度最後の第3回会議をしめさせていただきますけれどもよろしいでしょうか。

それでは、事務局に進行をお渡しして、スケジュールの説明をお願いしたいと思います。

(3)その他

(事務局)

資料4をご覧いただきたいと思います。このスケジュールは、今日、おおむね了解をいただいた前提で今後のスケジュールとしてお示ししています。今ほど、委員からもう1回専門部会を開いてということをおっしゃっていただきましたが、そうすると「第3回条例専門部会(素案)」と書いてある部分をもう1回やり直すということになるかと思いますが。ですので、その場合、このスケジュールでは難しいと思いますので、もう1回専門部会を開くかどうかについて委員の皆さんで話していただけるとありがたいです。

(委員長)

他の委員はいかがですか。

(委員)

5月に開いていただければと思います。

(委員長)

他の委員はどうか。今日、おおむね了解しましたということですので、スケジュール的には…。

(委員)

この「素案」というのはどこまでをいうのでしょうか。

今日出された色々な意見があって、それについては組み込むという言葉上のことで「素案」なのか、文章でどういうところまで反映されたかの確認も含めて「素案」なのか。

「素案」の意味がわかっていないので、説明をしていただけたらと思います。先ほど委員が言われた、どう反映されたかの確認まで含めて「素案」であれば、専門部会を開く必要があると思いますが。

(事務局)

委員の言われた「ろう者」の定義であったり、委員が言われた「PECS」の定義であったりということは個別にお話をさせていただいて、他の委員もご了解いただけたらと思っております。

ただ、それ以外の部分については、多くの委員の間でご意見の違いが出ましたので、これを一定事務局にらせていただいて、例えば、委員長との間で整理をさせていただいて進んでもよいといただけたらのであれば、このスケジュールで進めていくということができるとは思いますが、もう一度集まらせていただいて議論をした上でないと了解しかねるということであれば、改めてその機会を設けさせていただいて、皆さんの合意をいただいた上でないと次のスケジュールに進めないと思っております。

5月というお話もいただきましたが、この3月から6月の間にはここには記載されていない県庁内のスケジュールもございますので、5月に開いて6月の議会に載せるとするのは難しいと考えております。

(委員長)

個別での説明に関しては先ほど了解もいただきましたのでよしとして、確認ということで…。

(委員)

一番気になるのは付則です。3年間何を盛り込むかというところですか。手話言語条例の検討をするという考え方を入れてもらえるかどうか、一緒に確認したいです。ですから、個別に話し合っただけ確認するという問題ではなくて、みんな一緒に確認していただければありがたいので、無理でも4月、5月に開いていただきたいと思います。

(委員長)

他の委員はどうか。

(委員)

5月に専門部会をさらに開いてくださったらいいと思います。それぞれの委員に対し

て、それぞれに聞くと曖昧になってわからなくなるので、是非一緒に開いていただきたいと思います。

(委員長)

委員、委員が確認という意味で、5月、日程的には確認しないといけないと思いますが、確認という意味での専門部会を開いてほしいというふうに思われますか。開いてくださいと思われる方は挙手をお願いします。

(委員)

委員がおっしゃること、最後に仕上がったものをみんなで確認をしたいということですが、これをメールで各委員に送っていただいて、1週間から10日の日にちをもらって確認をしてもらう方法で行うのか、専門部会を開いて確認をするのか、2通りになると思います。みんなこの場で集まってしないといけないと思うとそうしないといけませんし、メールでの対応でいけるのであれば集まる必要はないと思います。

(事務局)

資料4で出させていただいたスケジュールですが、本当はこの条例を今年度中に制定したいと思っておりましたがそれが叶わなかったということで、その中でも、冒頭に委員長がおっしゃっていただいたように、できるだけ早く成立させたいと思っております。資料4でお示したスケジュールが、我々がその気持ちにお答えする最短のスケジュールだと思います。そういう中で、5月に専門部会を開くことになると、10月の条例施行が後ろ倒しになる可能性が出てくる話になります。これは大変重大なことでして、そのことを今この場ではっきり申し上げることはできないと思います。今日出していただいた意見について、反映状況を確認したいというご意見、思いについては理解をいたしました。ただ、その確認の手段については、このスケジュールを前提に、後ろ倒しにならないことを最優先に考えて、その手段を私どもの方で委員長とご相談して考えたいと思いますので、どうぞその点は委ねていただきたいと思っております。

(委員長)

今、次長の方から提案をしていただきましたが、冒頭、私も言いました。本当に4年かかっております。早くというふうに思っておりますが、皆さんの「確認したい。」というご意思もわかりますので、いかがでしょうか。先ほど、委員からメールでの配信という方法もご提案をいただきましたが、それでよろしいでしょうか。できたら、これ以上遅くさせたくないという思いを皆さんお持ちですので、メールでのやり取りということではいかがですか。大丈夫でしょうか。

(委員)

皆さん、おっしゃることはよくわかりますが、日程は県の都合だと思います。今回、3回目の会議です。3月です。何か月間、みんなが待ったのか。結局、県の都合になっているかと思います。

気になるのは、資料4に「令和5年8月 第4回条例専門部会（最終案）」と書いてあります。6月議会に素案を出して、パブリックコメントを行って、最終案を専門部会に持ってきてもらって、それは決定した内容です。ではなくて、最終案を専門部会で協議し

て、それについてパブリックコメントをする。そして、施策推進協議会に出すのか、議会に出すのか、というのがいいと思います。資料4のスケジュールでは、納得できません。スピード感はもちろん必要だとは思いますが、手話言語条例を最終的に制定しないのは納得できません。一何筆の署名の思いを私たちは持っていますので、条文に手話言語条例を検討するという一文を入れていただきたい。そうすれば納得できますが、曖昧なままで議会に持って行くことは納得できません。しっかり考えていただきたいと思います。10年以上、私たちは待っています。4年待っているという部会の話ではありません。私たちは10年以上待っているわけです。私たちの思いをくみっていただきたいと思います。

(委員長)

委員、どうぞ。

(委員)

今、委員から説明されておりましたように、私もメールでの判断には反対です。メールでは齟齬も生じるとお思います。文章は点字で確認しないとイケません。それは本当に大変なことです。ですから、メールでのやり取りは止めていただきたいです。必ず皆さん集まって会議をしていただきたいとお思います。

(委員長)

障害福祉課長、お願いします。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。メールでの配信というご提案もいただきまして、今日いただいたご意見は大変重要な論点が多いなと思っております。説明をさせていただく方法については、当然対面でご説明させていただくことが前提になるのかなと思っておりますけれども、専門部会を開催するかということは事務局でもよく考えさせていただいて、委員長にも改めて相談させていただいて決めていければと思っております。

ただ、専門部会を開催する場合、ちょっとスケジュールが遅れる可能性があることも踏まえまして、事務局でもよく考えまして、最速の方法を委員長にもご相談させていただいて、スケジュールを考えていければと思っております。

(委員長)

今、課長がお答えいただきましたので、次の専門部会が開けるかどうかということをお私と事務局でお話をさせていただいて、まとめさせていただくということで皆さんよろしいでしょうか。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

はい。できるだけ皆さんのご意向にも沿いたしたいと思いますけれども、委員は「県の都合じゃないか。」というそのお気持ち、県の都合もあるということですが、私たちのこの気持ち、「早く」という思いもございますので、そこのところをご理解いただきたいと思っております。それでは、事務局に返させていただきます。

(4)閉会

○ 事務局から任期延長について年度内にメールで連絡する旨を説明

以上